

令和7年度

滋賀県の地籍調査



滋賀県土木交通部用地事業支援課

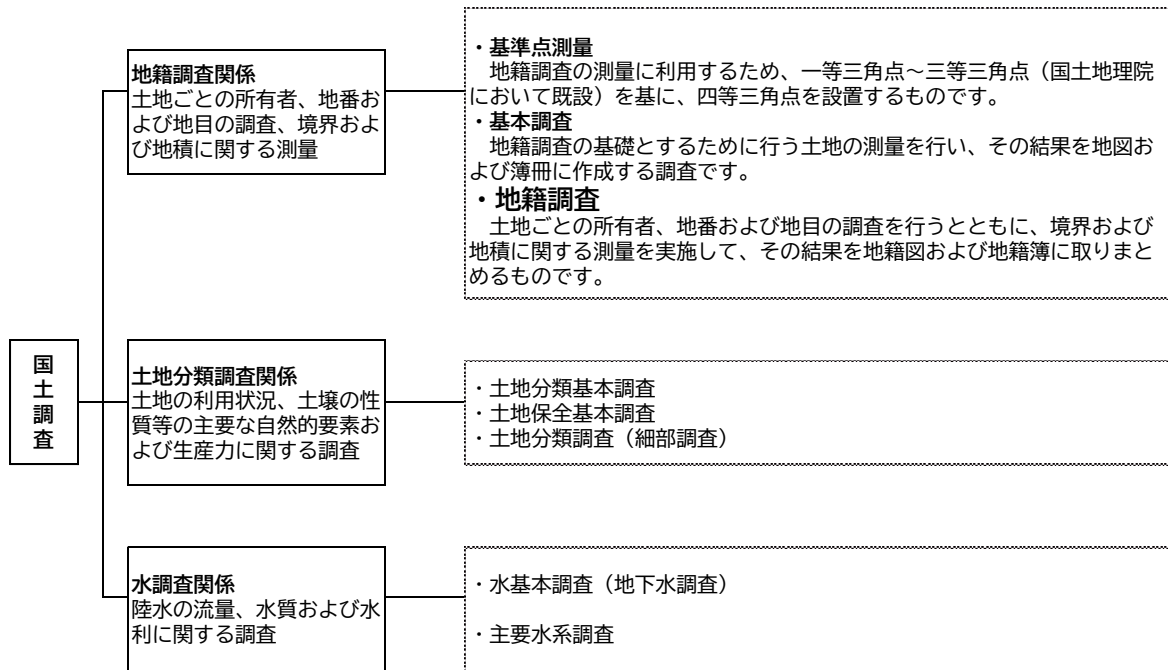
目 次

1	国土調査の概要	1
2	地籍調査の概要	3
3	地籍調査の効果	4
4	地籍調査の進め方	6
5	地籍調査の作業工程	8
6	地籍調査事業の内容	13
7	地籍調査の事務手続	15
8	地籍調査実施状況（全国）	16
9	地籍調査実施状況図（令和6年度末）	18
10	滋賀県の地籍調査の経緯	19
11	地籍調査実施状況（滋賀県）	20
12	国土調査法第19条第5項の指定	22
13	地籍調査の啓発活動	24
14	地籍調査成果の活用	25
参考資料		
	地籍整備推進調査費補助金リーフレット	29
	土地境界のみなし確認制度リーフレット	31
	第7次国土調査事業十箇年計画	32
	地籍調査に関する窓口	34

1 国土調査の概要

(1) 国土調査の体系

国土調査は、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）および国土調査促進特別措置法（昭和 37 年法律第 143 号）等に基づき実施され、下図のように「地籍調査関係」、「土地分類調査関係」および「水調査関係」の 3 つの類型から構成されています。



昭和 25 年 5 月 10 日、経済安定本部に土地調査基準会が設置され、昭和 26 年 3 月、第 10 回国会に「国土調査法案」が上程され、同年 6 月 1 日に国土調査法が制定されました。



(2) 国土調査の変遷

年 代	土地調査の変遷	内 容												
7世紀	・班田収受法の制定	・大化改新(645年)の律令国家による農地の割当												
1582～1589年	・豊臣秀吉による太閤検地	・石高の明確化、土地所有者関係の整理												
明治6～14年	・地租改正法の施行「地租改正事業」	・地押調査：一筆地調査、面積測定、図面作成												
昭和22年	・経済安定本部資源委員会の発足	・土地調査部会の組織が確立され土地調査に関する研究が進められた												
昭和26年	・国土調査法制定（任意調査方式）	・国土の開発およびその保全ならびにその利用の高度化に資する目的で制定												
昭和37年	・国土調査促進特別措置法制定	・国土の開発およびその利用の高度化に資するため、国土調査事業の緊急かつ計画的な実施の促進を図る。												
昭和38年	・第1次国土調査事業十箇年計画策定 (S38～S47)	・国土調査促進特別措置法に基づき閣議決定 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>全国</th> <th>滋賀県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画量</td> <td>42,000km²</td> <td>380km²</td> </tr> <tr> <td>実績量</td> <td>18,909km²</td> <td>35km²</td> </tr> <tr> <td>達成率</td> <td>45%</td> <td>9%</td> </tr> </tbody> </table>		全国	滋賀県	計画量	42,000km ²	380km ²	実績量	18,909km ²	35km ²	達成率	45%	9%
	全国	滋賀県												
計画量	42,000km ²	380km ²												
実績量	18,909km ²	35km ²												
達成率	45%	9%												
昭和45年	・第2次国土調査事業十箇年計画策定 (S45～S54)	・昭和45年5月に国土総合開発法に基づく全国総合開発計画の新計画が策定されたことにより、特別措置法の一部が改正された。 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>全国</th> <th>滋賀県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画量</td> <td>85,000km²</td> <td>900km²</td> </tr> <tr> <td>実績量</td> <td>38,238km²</td> <td>13km²</td> </tr> <tr> <td>達成率</td> <td>45%</td> <td>1%</td> </tr> </tbody> </table>		全国	滋賀県	計画量	85,000km ²	900km ²	実績量	38,238km ²	13km ²	達成率	45%	1%
	全国	滋賀県												
計画量	85,000km ²	900km ²												
実績量	38,238km ²	13km ²												
達成率	45%	1%												
昭和55年	・第3次国土調査事業十箇年計画策定 (S55～H元)	・平地部を重点的に調査する内容で昭和55年3月に特別措置法の一部が改正された。 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>全国</th> <th>滋賀県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画量</td> <td>60,000km²</td> <td>300km²</td> </tr> <tr> <td>実績量</td> <td>32,735km²</td> <td>4km²</td> </tr> <tr> <td>達成率</td> <td>55%</td> <td>1%</td> </tr> </tbody> </table>		全国	滋賀県	計画量	60,000km ²	300km ²	実績量	32,735km ²	4km ²	達成率	55%	1%
	全国	滋賀県												
計画量	60,000km ²	300km ²												
実績量	32,735km ²	4km ²												
達成率	55%	1%												
平成2年	・第4次国土調査事業十箇年計画策定 (H2～H11)	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>全国</th> <th>滋賀県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画量</td> <td>49,200km²</td> <td>600km²</td> </tr> <tr> <td>実績量</td> <td>22,261km²</td> <td>14km²</td> </tr> <tr> <td>達成率</td> <td>45%</td> <td>2%</td> </tr> </tbody> </table>		全国	滋賀県	計画量	49,200km ²	600km ²	実績量	22,261km ²	14km ²	達成率	45%	2%
	全国	滋賀県												
計画量	49,200km ²	600km ²												
実績量	22,261km ²	14km ²												
達成率	45%	2%												
平成12年	・第5次国土調査事業十箇年計画策定 (H12～H21)	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>全国</th> <th>滋賀県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画量</td> <td>34,000km²</td> <td>438km²</td> </tr> <tr> <td>実績量</td> <td>16,400km²</td> <td>19km²</td> </tr> <tr> <td>達成率</td> <td>48%</td> <td>4%</td> </tr> </tbody> </table>		全国	滋賀県	計画量	34,000km ²	438km ²	実績量	16,400km ²	19km ²	達成率	48%	4%
	全国	滋賀県												
計画量	34,000km ²	438km ²												
実績量	16,400km ²	19km ²												
達成率	48%	4%												
平成22年	・第6次国土調査事業十箇年計画策定 (H22～R元)	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>全国</th> <th>滋賀県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画量</td> <td>21,000km²</td> <td>100km²</td> </tr> <tr> <td>実績量</td> <td>9,713km²</td> <td>30km²</td> </tr> <tr> <td>達成率</td> <td>46%</td> <td>30%</td> </tr> </tbody> </table>		全国	滋賀県	計画量	21,000km ²	100km ²	実績量	9,713km ²	30km ²	達成率	46%	30%
	全国	滋賀県												
計画量	21,000km ²	100km ²												
実績量	9,713km ²	30km ²												
達成率	46%	30%												
令和2年	・第7次国土調査事業十箇年計画策定 (R2～R11)	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>全国</th> <th>滋賀県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画量</td> <td>15,000km²</td> <td>88km²</td> </tr> </tbody> </table>		全国	滋賀県	計画量	15,000km ²	88km ²						
	全国	滋賀県												
計画量	15,000km ²	88km ²												
令和6年	・進捗率（R6末） <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>調査対象面積</th> <th>実施済面積</th> <th>進捗率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国</td> <td>287,966km²</td> <td>151,623km²（前年度比+692km²）</td> <td>53%</td> </tr> <tr> <td>滋賀県</td> <td>3,050km²</td> <td>404km²（前年度比+2km²）</td> <td>13%</td> </tr> </tbody> </table>		調査対象面積	実施済面積	進捗率	国	287,966km ²	151,623km ² （前年度比+692km ² ）	53%	滋賀県	3,050km ²	404km ² （前年度比+2km ² ）	13%	
	調査対象面積	実施済面積	進捗率											
国	287,966km ²	151,623km ² （前年度比+692km ² ）	53%											
滋賀県	3,050km ²	404km ² （前年度比+2km ² ）	13%											

2 地籍調査の概要

(1) 地籍調査とは

地籍調査は国土調査法に基づく調査の一つで、一筆※ごとの土地について所有者、地番、地目の調査ならびに境界および地積に関する測量を行い、その結果を地図および簿冊として作成するものです。

この地図を「地籍図」といい、一筆ごとの境界を国家基準点に基づき測量し、縮尺1/250から1/5000までの地図に編集されます。測量された土地の境界は地球上の位置が明確に示されるため、災害などで現地の土地境界が不明になっても、この地図から境界を復元することができます。また、簿冊を「地籍簿」といい、その様式は土地登記簿の表題部と同じ内容で、一筆ごとの土地の所在、地番、地目、面積、所有者について調査確認の結果を記載したものです。

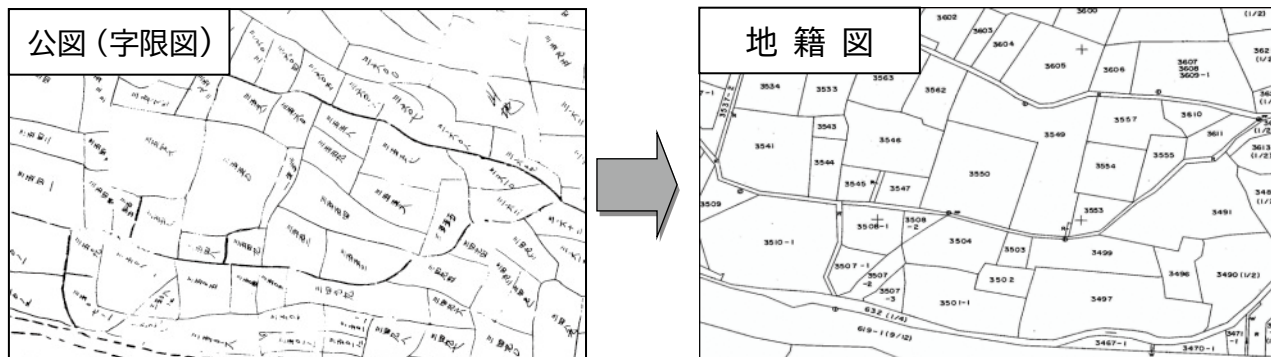
これらの地籍図および地籍簿は、国の承認、県の認証を得た後、登記所に送付され、登記簿の表題部が書き改められ、地籍図は不動産登記法第14条第1項地図として備え付けられます。

※土地の所有権等を公示するために、人為的に分けた区画のこと。土地は「筆」（ひつ）という単位でカウントされます。登記所では、一筆ごとに登記がなされ、土地取引等の単位となっています。

(2) 地籍調査の必要性

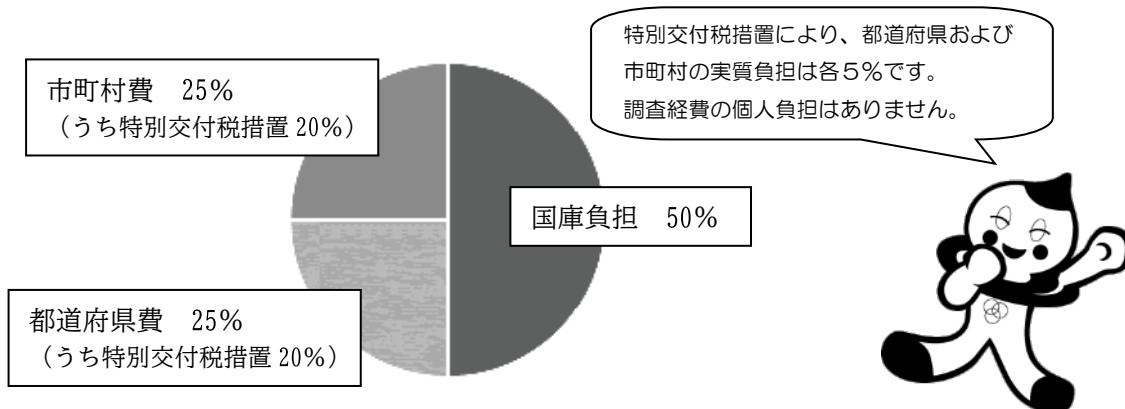
我が国の土地に関する情報として用いられている公図の多くは、明治時代の地租改正事業で作成された地図（字限図）を基礎としているため、土地の形状や面積が現地与異なっている場合がよくあります。

我が国における土地利用の高度化の推進や、災害時の迅速な復旧の基礎資料とするためにも、全国土の実態を正確に把握整理する地籍調査の推進が不可欠となってきています。



(3) 地籍調査経費の負担

市町が実施する地籍調査の経費の負担割合は以下のとおりです。



3 地籍調査の効果

(1) 災害の復旧に役立ちます

地震、土砂崩れ、水害などの災害が起きてしまった場合、元の土地の境界が分からないために、復旧に時間がかかることがあります。

地籍調査を実施していると、個々の土地が地球上の座標値で表示されているため、万一の災害の後でも、迅速な復旧ができます。



(2) 土地のトラブル防止に役立ちます

土地の境界などが不明確であると、様々なトラブルが発生しがちです。地籍調査をしていると、次のようなトラブルの発生を未然に防止することに役立ちます。



①土地を購入し、改めて測って見たら登記簿の面積と違っていた。



②塀をつくり替えようとしたら、隣の土地の所有者から「境界が違う」と言われた。



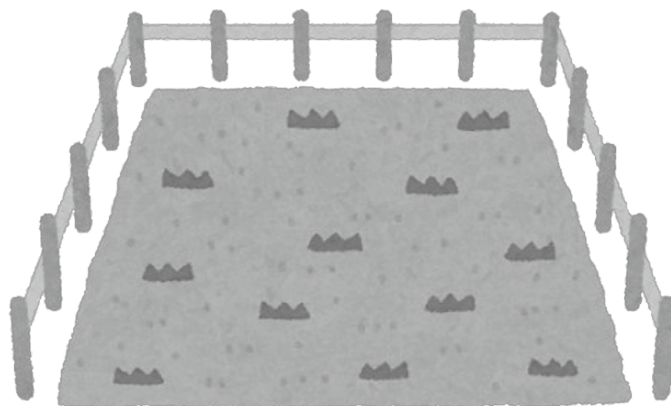
③相続を受けた土地の正確な位置がわからなかった。

出典：地籍調査 Web サイト (<https://www.chiseki.go.jp/about/trouble/index.html>)

(3) 土地取引の円滑化に役立ちます

地籍調査をしていないと、土地を売買する場合に、隣地との境界確認に時間がかかったり、登記簿と実測の面積が異なったりするなどの問題が生じることがあります。

地籍調査をしていると、正確な土地の状況が登記簿に反映されるので、登記の信頼性が高まり、安心して土地の売買や分筆ができます。



(4) まちづくりに役立ちます

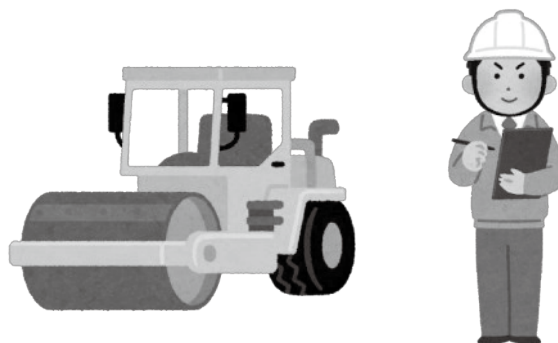
地籍調査の成果を基礎データとして利用することで、きめ細かなまちづくり計画が可能となります。



(5) 公共事業の円滑化に役立ちます

道路、下水道の整備や、駅前再開発を実施する場合、事前の調査や測量に多大な時間と労力を費やすことがあります。

地籍調査をしていると、境界確認作業が簡単にできるため、公共事業が円滑に進みます。



4 地籍調査の進め方

地籍調査を始めるに当たって、事業主体（市町村等）は事業計画を策定し事業着手の準備をします。

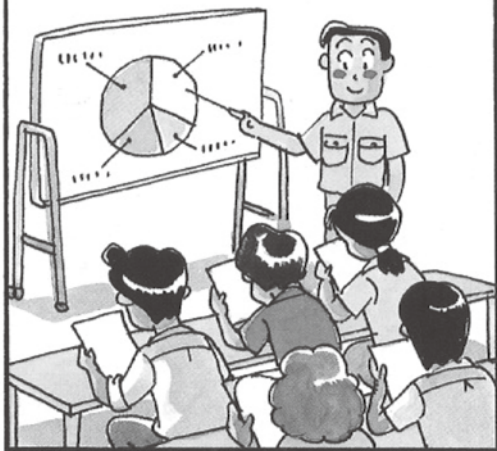
体制が整ったら、一筆ごとの土地について公図等により調査するとともに、土地所有者の立会のもとで境界などを確認し、段階を追って地籍測量を行い、面積測定を行います。

以上の調査成果をもとに地籍簿と地籍図の案を作ります。

この地籍簿と地籍図の案は、所有者等が閲覧し確認した後、土地に関する正確なデータとして承認を受けます。

①事業計画・準備

事業計画の策定・関係機関との連絡調整、住民への説明などを行い、地籍調査を始める体制をつくりま



(A・B工程)

②一筆地調査

一筆ごとの土地について公図等の資料により調査した後、関係者立会のもとに、毎筆の土地について、所有者、地番、地目、境界の調査を実施します。



(E工程)

③地籍測量

図根点（※）を設置し、段階を踏んで測量を行い、各筆の面積を測定します。これにより各筆の位置が地球上の座標値で表示されることになります。



(C・D・F I・F II工程)

※座標値を求めるための基準とする点。

地籍簿と地籍図の写しを登記所へ送付することにより、登記所では土地登記簿が書き改められ、地籍図が備え付けられます。また、調査成果は市町村および都道府県の行政のための基礎資料となり、計画策定・政策立案に関する基礎情報として大いに活用することができます。

④成果の検査・承認

一筆地調査、地籍測量により作成した地籍簿と地籍図の案を一般に供覧し、都道府県知事の認証および国の承認を受けます。



(G・H工程)

⑤登記所送付

地籍簿と地籍図の写しを登記所に送付します。これにより、登記所において登記簿が書き改められるとともに、地籍図が備え付けられます。



⑥成果の利活用

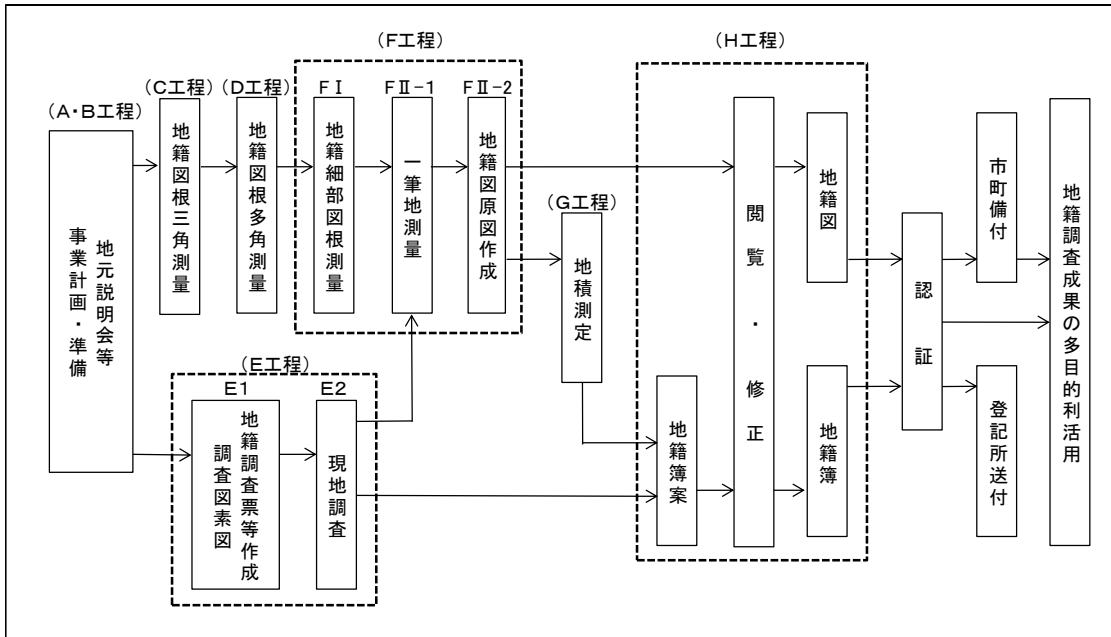
調査成果を都市計画、農林政策、税務など、土地に関連する行政分野で活用します。



「まんが地籍調査」(地籍調査 Web サイト)
(<https://www.chiseki.go.jp/about/manga/index04.html>) を加工して作成

5 地籍調査の作業工程

(1) 地籍調査の作業体系



(2) 各作業工程

A工程 (計画工程)

地籍調査事業主体における事業計画の策定およびこれに伴う事務手続

B工程 (準備工程)

地籍調査事業主体における事業着手のための準備

C工程 (地籍図根三角測量)

後続の地籍図根多角測量のために、所定の密度（粗い）の地籍図根三角点を設置し、測量する作業

D工程 (地籍図根多角測量)

後続の細部図根測量のために、所定の密度（中程度）の地籍図根多角点を設置し、測量する作業

E工程 (一筆地調査)

関係土地所有者の立会のもと、登記簿および公図を基にして、一筆ごとにその所有者、地番、地目および境界の調査を行う工程で、一筆地測量、地籍簿作成の基礎となる作業

① E 1 工程 (一筆地調査の準備作業)

登記所備え付けの登記簿と公図に基づき地籍調査票と調査図素図を作成

② E 2 工程 (現地調査)

調査図素図に基づき、一筆ごとの土地について所有者、所在、地番、地目および境界の調査（図面等調査含む）を行い、調査結果を調査図（調査図素図に結果を記入したもの）に整理するとともに、調査票に立会者の署名または記名押印を行う

F工程（地籍細部図根測量）

① F I（細部図根測量）

後続の一筆地測量のために、所定の密度（高程度）の細部図根点を設置し、測量する作業

② F II - 1（一筆地測量）

E工程で設置した一筆ごとの土地の筆界点を測量する作業

③ F II - 2（地籍図原図の作成）

測量結果を基に原図を作成する作業

G工程（地積測定）

F工程で測量された筆界点の座標をもとに、一筆ごとの土地の面積を測定する作業

H工程（地籍図および地籍簿の作成）

前述の調査結果に基づき作成された地籍簿案と原図を20日間一般の閲覧に供して、成果品としての地籍簿および地籍図を作成する作業

認証工程

調査成果の認証申請、認証に基づく登記所への成果送付事務

国土調査法第10条第2項の規定に基づき委託制度を活用する場合、A、B、H工程の補助作業、C～G工程の作業、C～H工程の工程管理および検査を民間事業者へ委託できます。



(3) 地元推進委員会の役割

ア 地籍調査の準備 (A、B工程)

(ア) 事業計画の立案 (市町) 調査範囲の確認 (特に調査区域界の確認)
 関係機関との調整 (国道事務所、県土木事務所、
 登記所、財務事務所など)
 登記までのスケジュール、年間作業の計画

(イ) 地籍調査推進委員会の設立 組織構成の決定、委員の選出

【組織】

委員長 — 副委員長 —

- ├ 地区委員：委員長は集落のことを熟知している
- ├ 地区委員：平日でも対応できる
- └ 地区委員：説得力がある

- ・副委員長は複数置くこともあります。
- ・地区委員は集落をいくつかに分けて、その区域の責任者として選出します。
- ・委員には報償費 (出役に応じて) を支払います。
- ・委員の任期は事業完了まで。おおむね4年。

【委員の役割】

- ① 地籍調査推進のための普及啓発
- ② 一筆地調査の作業日程の調整および連絡
- ③ 一筆地調査の地籍調査票および調査図素図の確認
- ④ 一筆地調査の現地踏査および確認、立会、境界杭埋設補助
- ⑤ 境界紛争等の問題解決への協力
- ⑥ 閲覧時の立会 など

(ウ) 総会の開催 住民 (土地所有者) への説明 *説明は市町職員
 地籍調査事業の説明
 委員会の役割の説明
 土地所有者に行っていただく内容の説明

イ 一筆地調査 (E1工程)

市町	地籍調査委員会 (地元)
1 調査図素図の作成 公図、地積測量図などから位置、形状を調査し、現地調査のための図面 (調査図素図) を作成。 2 地籍調査票の作成 登記簿から一筆ごとの地番、地目、地積、所有者などを調査し、地籍調査票を作成する。	1 調査資料の点検 調査図素図、地籍調査票を点検し、実際と合わない箇所などがいないか検討する。 (道路、水路、地目、所有者、不明地など) 2 里道、水路の敷幅の確認および集落取決め事項の確認とその資料、慣習の調査 (里道90cm、水路60cmが最小幅)
現地調査依頼文の作成 (図面等調査を含む)	土地所有者の実態を調査する (調査通知先の把握)

ウ 一筆地調査（E2工程）

市町	地籍調査委員会（地元）	土地所有者
現地調査の通知	現地調査通知文の配布 （図面等調査を含む）	
境界杭の支給および道具の準備		
境界確認の立会 土地所有者、地番、地目、境界 などを現地で確認 （図面等による確認を含む）	土地所有者による杭埋設の 立会 杭の埋設補助 杭周辺の伐採補助	隣接土地所有者とともに筆界に 杭を埋設する 杭が入らない場合は鋸などを打つ 測量のための杭周辺の伐採
調査図素図、地籍調査票へ調査 結果の書き込み	調査図素図、地籍調査票の確 認	
地籍調査票の署名、押印の確認	立会記録の作成 地籍調査票への立会者の住所 の記入および署名または記名 押印、代理人の確認（委任状）	地籍調査票（立会人欄）への住 所の記入および署名または記名 押印。代理人が立会した場合は 委任状添付（立会日に提出） 地籍調査票の内容確認。同意事 項がある場合は同意欄への署名 または記名押印
調査図の作成（結果のまとめ）		

◆現地調査における留意事項

- 1 民民境界に先立ち官民境界を確認します。
 - ・隣接土地所有者の立会が必要です。
 - ・里道、水路の幅は現況で調査しますが最低幅を確保します。始点、終点、経路は公図に記載されたとおりに確認します。集落絵図などがあれば違いがないか調査します。
 - ・集落管理地の境界を確認します。字界の確認には隣接字の役員の立会が必要です。
- 2 現地調査の通知は抵当権者にも行います。立会日は遠方の方も出やすい日時にします。
- 3 杭の埋設が困難な場合は、補助（コンクリート塀はドリル穴）をお願いします。
 - ・杭周辺の伐採は見通し確保のため、広範囲になる場合もあります。協力して実施してください。
- 4 杭の設置、境界杭の確認には必ず所有者の立会が必要です。立会のない土地は筆界未定となります。（現地立会が困難な場合は、図面等による確認が可能です）
 - ・筆界未定地は、贈与や売買等で分筆したい場合に分筆できないなど、事実上取引などが難しい土地になってしまいます。
 - ・立会のない土地だけでなく、隣接するすべての土地が、筆界未定地となってしまいます。
 - ・筆界未定地を解消するためには、所有者間で境界を決定し、測量や、法務局に地図と地積の修正を申請する必要があり、大変な手間と費用を所有者が負担しなければなりません。
 - ・現地調査等の通知に所有者からの回答がない場合、土地境界のみなし確認制度が適用される場合があります。

- 5 立会記録は必ず作成してください。（日時、場所、立会者など）
・委任状は立会当日に受け取ってください。家族でも委任状は必要です。
- 6 分筆、合筆の調査ができます。ただし、一定の条件がありますので、市町の担当者と相談してください。
- 7 杭には一連の番号を付けます。

エ 基準点測量・地籍図根点測量（C、D工程）

図根三角点：一筆ごとの土地の境界を、復元できる座標値で測量するために、国家基準点から引いてくる重要な杭になります。集落周囲に2～3点設置します。できるだけ長く保存でき、見通しの良い場所を提案してください。

図根多角点：一筆ごとの境界測量の基準となる杭です。見通し確保のため、道路上に設置されることが多いですが、できるだけ長く保存できる場所に設置します。

オ 一筆地測量（F、G工程）

一筆地測量：一筆ごとの土地の境界を、復元できる座標値で測量します。

地積測定：一筆地測量の結果に基づき一筆ごとの土地の面積を算定します。

カ 地籍図、地籍簿の作成、閲覧（H工程）

地籍図案の作成：調査の結果に基づき図面（地籍図案）を作成します。

地籍簿案の作成：調査の結果に基づき簿冊（地籍簿案）を作成します。

閲覧：地籍図案、地籍簿案を作成したことを公告し、市役所等で20日間の閲覧を行います。

この間に所有者の方や関係権利者の方には誤りがないかどうか確認していただきます。場合によっては事前に仮閲覧を行うこともあります。閲覧が終わると、地籍図・地籍簿となります。

*委員の方には閲覧時に立会と調査結果の説明補助をお願いします。

キ 認証および登記所送付

閲覧後の地籍図・地籍簿は、県知事の認証を受けた後、登記所へ送付されます。

登記所では、

- ・地籍図は不動産登記法第14条第1項地図として備え付けられます。
- ・地籍簿に基づき登記簿が書き改められます。

※一般的な例を示すものであり、市町によって異なります。

6 地籍調査事業の内容

(1) 概況調査

都市部の地域を対象に土地登記簿および登記所備付け地図の記録と地域の現況とを対照し、その乖離^{かいり}状況を把握することにより、地籍調査を優先する地域および地籍調査を実施する場合の問題点を明らかにするものです。

(2) 予備調査

地図混乱地域など地籍調査を実施する上で困難性の高い地域における地籍調査の実施に際し、予備的に地域の状況を調査し、地籍調査実施上の問題点の把握とその解決を図る等の措置を講じることにより、地籍調査の円滑な実施に役立てます。

(3) 一般

土地と所有者との正確な結びつきを全国的な規模で統一的に把握するため、土地に関する権利の基礎となる毎筆の土地について、その所有者、地番および地目の調査を行うとともに境界および地積に関する測量を行って、その結果を地図（地籍図）および簿冊（地籍簿）に作成する事業であり、主として市町が実施しています。

(4) 一般（外注）

地籍調査のうち、一筆地調査については、市町職員が自ら実施することを原則としていましたが、市町における事業実施体制によって事業規模等が制約されていることから、平成12年度から地籍調査事業（外注型）が創設され、地籍調査の促進を図るため、専門技術者（土地家屋調査士、土地改良換地士、土地区画整備士など）を活用して調査を実施することが可能となりました。

(5) 一般（2項委託）

平成23年度から国土調査法第10条第2項の規定に基づき、国土交通省令で定める要件に該当する法人に対して、一括した地籍調査の実施を委託することが可能となりました。（4）の外注型に加え、工程管理・検査を委託できます。

(6) 街区境界調査

都市部の地籍調査において、災害対策やまちづくりの観点から、街区を形成する道路と民地との境界（官民境界）を先行的に調査し、国土調査法上の認証を行った上で公表します（街区境界調査の成果の認証・公表）。民間が、公表された街区境界調査の成果と整合した地積測量図を作成することで、後続の地籍調査の円滑かつ効率的な推進を図ることができます。

(7) 都市再生地籍調査事業

都市部において、計画的かつ集中的に短期間で地籍調査を完了させるため、調査の一部または全工程にわたって民間の専門技術者を活用した地籍調査を実施することが可能です。

また、本事業においては、通常の地籍調査および街区境界調査以外に、①高精度民間成果活用調査（民間開発等による測量成果等を用い、一筆地調査および地籍測量を簡略化した、簡便な地籍調査を実施する調査）、②筆界情報収集調査（一筆地調査の準備作業として、地積測量図等の境界情報を数値化公図に合わせ収集・整理する調査）を実施することができます。

① 高精度民間成果活用調査

民間開発や都市整備に伴う事業（街区・街路の整備等）が行われた地域では近年、数値法による測量（位置を座標値で求める測量方法）の普及に伴い、測量成果が国家座標系に結びついていないものの、十分な精度で確定測量が行われ、地籍調査に容易に活用できる好条件が揃った測量成果が蓄積されてきています。このため、都市整備等に伴う事業が行われ、一定の精度・正確性が見込まれる面が存在する地域を対象とした簡便な地籍調査手法の導入を行い、調査の迅速化・効率化を図るものです。

② 筆界情報収集調査

地積測量図等の筆界に関する情報および測量成果を数値化公図に合わせて収集・整理します。また、当該資料が任意座標等である場合は、街区基準点等を利用し、筆界点測量を行うことで現地整合性の高い精緻な調査図を作成することが可能となり、後続の地籍調査の円滑かつ効率的な推進を図ることができます。

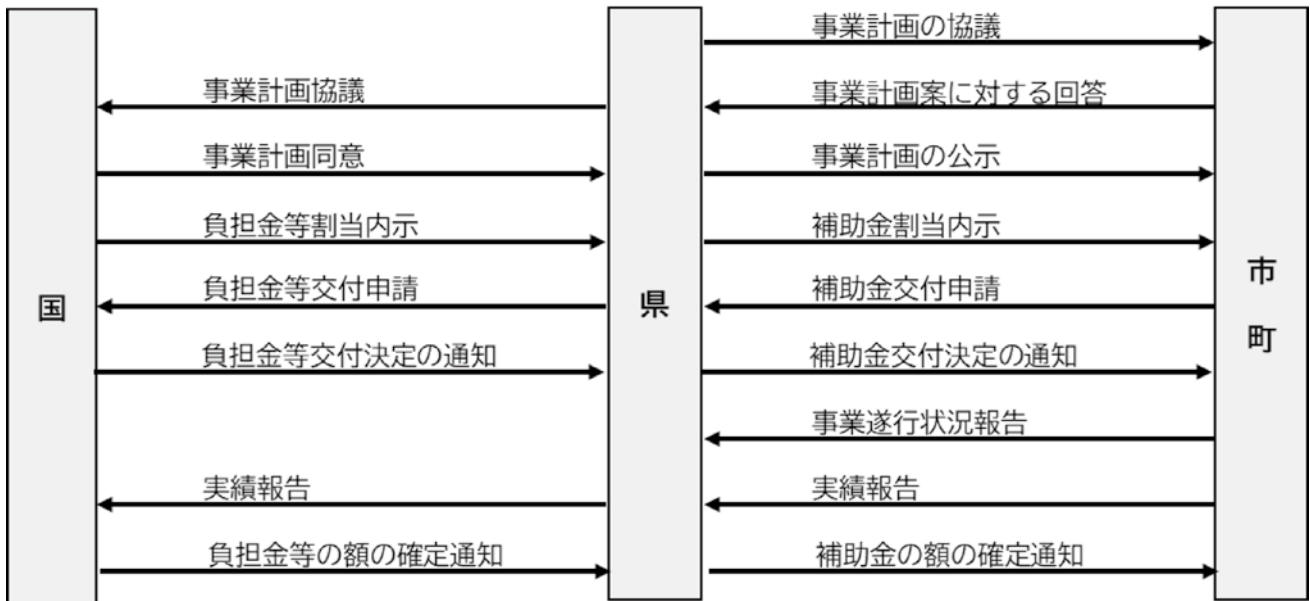
地籍調査にはさまざまな調査方法
があります。
地域の状況に合わせた方法で調査
を行います。



7 地籍調査の事務手続

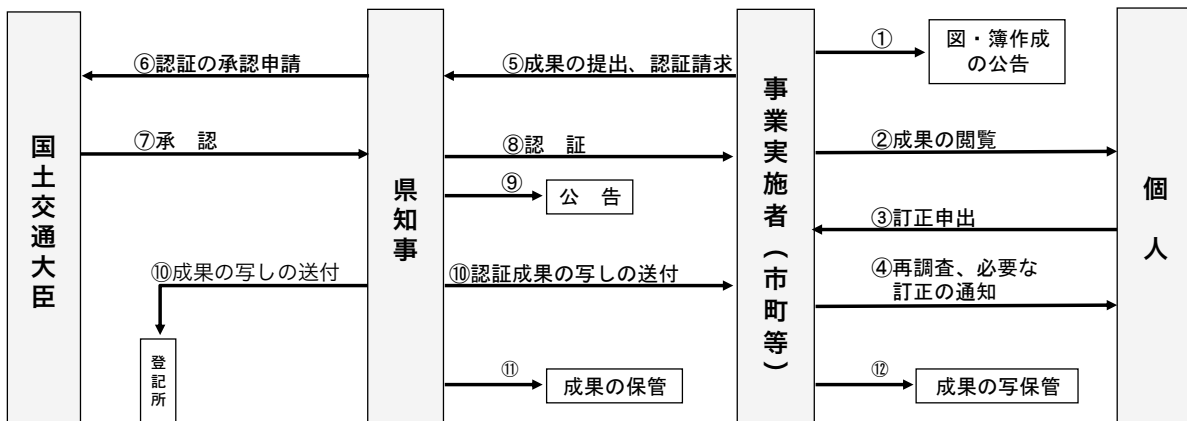
(1) 地籍調査の事務手続

地籍調査費負担金交付要綱等（滋賀県地籍調査費補助金交付要綱）と国土調査事業事務取扱要領（滋賀県地籍調査事務取扱要領）に定められた手続を並行して行います。



(2) 認証事務手続

- ・ 認証とは地籍調査の結果が適正であることを認め、これを公に証明するものです。
- ・ 実施市町等は地籍調査完了後、成果である地籍図・地籍簿を知事に送付して認証請求します。
- ・ 知事は認証に先立ち、国土交通大臣に承認を求め、国土交通大臣から承認通知を受けた後、実施市町等に認証通知を行います。
- ・ 認証後、成果の写しが登記所に送付されると、登記所では当該成果に基づき土地登記簿が書き改められ、地籍図は登記簿の附属地図となります。

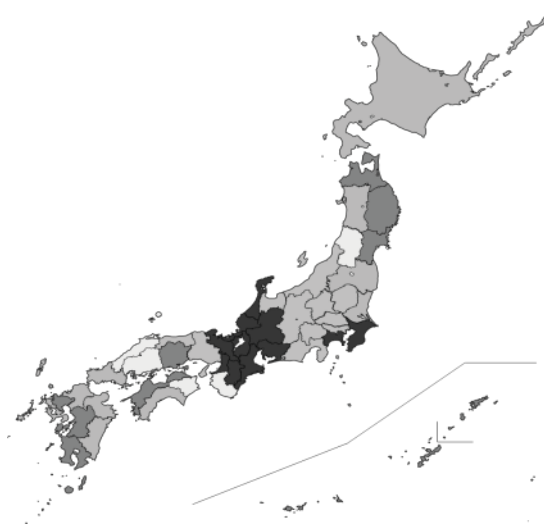
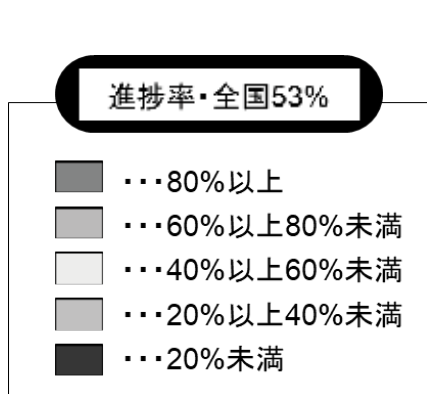
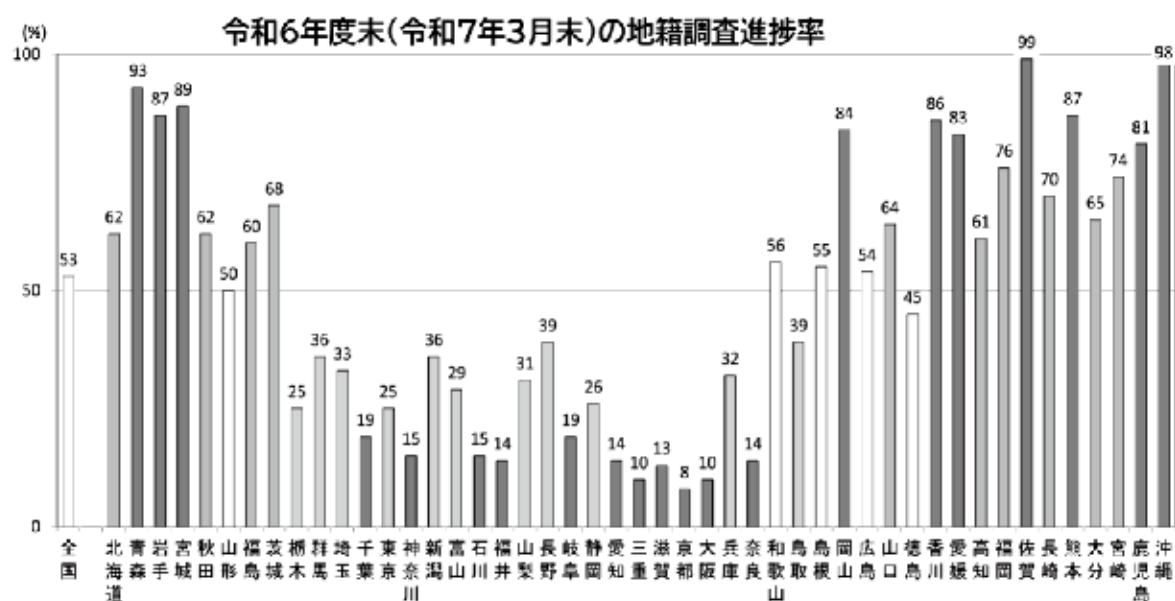


8 地籍調査実施状況（全国）

（1）全国の進捗率、着手率（令和6年度末）

	調査対象面積	実施済面積	進捗率	実施市町村数	着手率
国	287,966 km ²	152,244 km ²	53%	1,638	94%
滋賀県	3,050 km ²	404 km ²	13%	19	100%

都道府県別進捗状況（令和6年度末）



出典：国土交通省ホームページ

(<https://www.chiseki.go.jp/situation/status/index.html>)

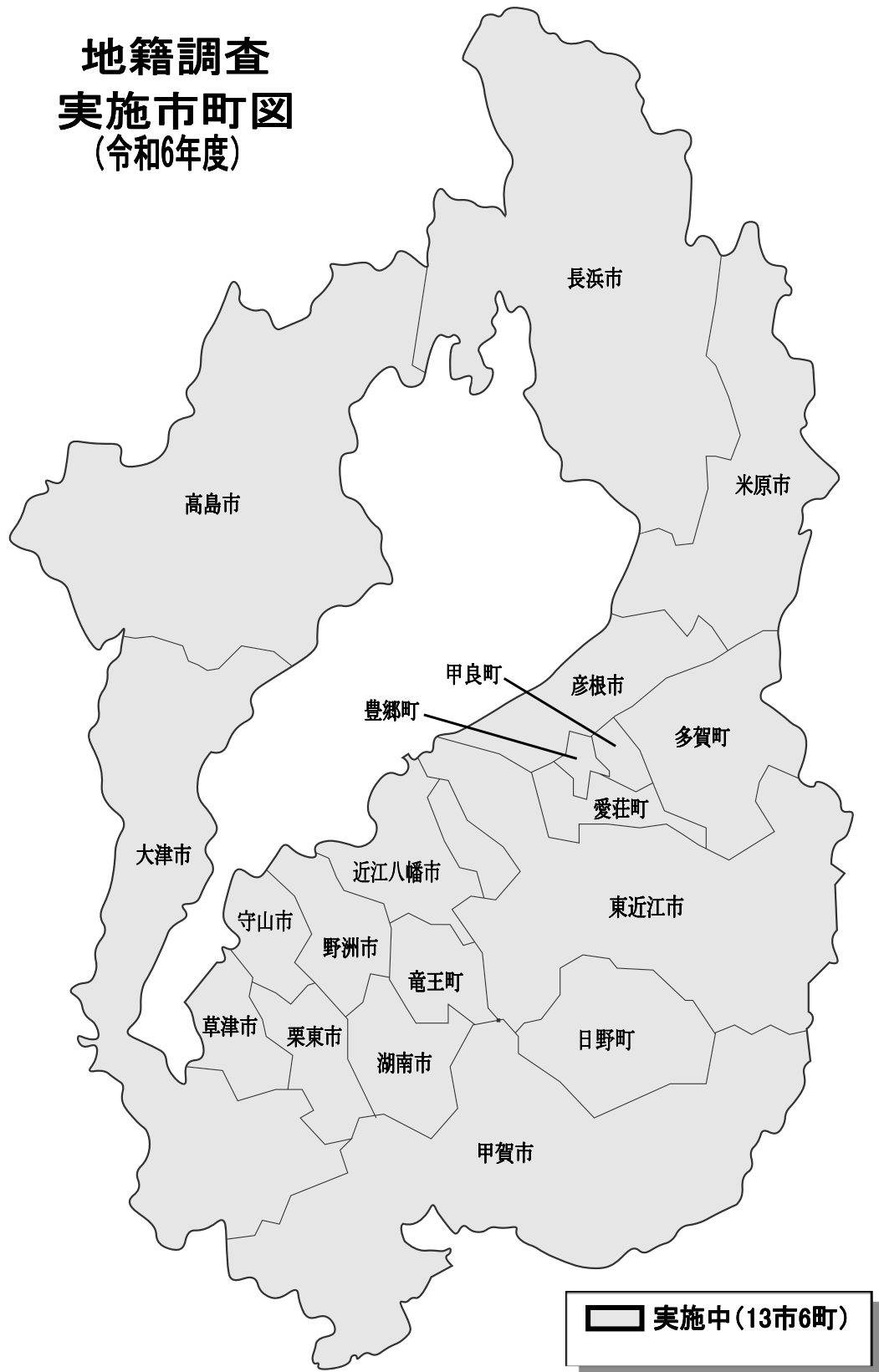
(2) 地籍調査の促進策

- ① 土地所有者の探索において、固定資産課税台帳等の情報利用が可能となった。(令和2年度)
- ② 地方公共団体が、所有者に代わって筆界特定を申請できるようになった。(令和2年度)
- ③ 現地立会による調査のほか、筆界案の送付による調査や集会所等における調査が実施できるようになった。(令和2年度)
- ④ 街区境界調査成果の認証・公表。(令和2年度)
- ⑤ 効率的手法導入推進基本調査(モバイルマッピングシステム等活用型・リモートセンシングデータ活用型)が創設された。(令和2年度)
- ⑥ 森林境界明確化成果を用いた地籍調査のマニュアルが作成された。(令和4年度)
- ⑦ 航測法による基本調査成果を用いた地籍調査のマニュアルが作成された。(令和4年度)
- ⑧ 街区境界調査の想定地域において、復元測量に必要な基準点が不足する場合、細部図根測量と一筆地調査を併行して行うことができるようになった。(令和5年度)
- ⑨ 土地所有者の探索において、市町村の福祉部局が介護保険に関する事務に関して知り得た所有者等関係情報の利用が可能となった。(令和6年度)
- ⑩ 現地調査等の通知に無反応な所有者等がいる場合の手続(みなし確認制度)が新設された。(令和6年度)
- ⑪ 航測法による地籍測量に係る適用区域が、精度区分乙1区域(農用地およびその周辺の区域)まで拡大された。(令和6年度)
- ⑫ 通常の地籍調査において、地籍調査作業規程準則第8条(省令に定めのない方法)の申請なしに復元測量(現地復元性を有する地積測量図、その他の筆界に関する情報に基づき、その筆界の位置を現地に復元する作業)を行うことができるようになった。(令和6年度)

(3) 補助事業などの改正

- ① 諸経費率の10%アップ。(平成4年度)
- ② 地籍調査補助事業費算定の歩掛策定。(平成5年度)
- ③ 諸経費率の10%アップ、諸経費率の上限60%から85%にアップ。(平成7年度)
- ④ 諸経費率を公共と同一とした諸経費率の上限を85%から87.8%にアップ。(平成9年度)
- ⑤ C工程歩掛かり見直し(使用機械をGPSおよびTSに変更)。(平成10年度)
- ⑥ C, D, F-1工程について、消耗品費等の経費を追加。(平成12年度)
- ⑦ E工程について、E-1, E-2工程に分割が可能となった。(平成13年度)
- ⑧ E工程の外注化が一定の地域要件の下可能となった。(平成15年度)
- ⑨ E工程の外注化の地域要件が廃止された。(平成18年度)
- ⑩ 「地籍整備推進調査費補助金」が創設された。(平成22年度)
- ⑪ 「国土調査の実施の委託」が新たに法律に位置づけられた。(平成22年度)
- ⑫ 社会資本整備総合交付金の対象事業として「社会資本整備円滑化地籍整備事業」が追加された。(平成28年度)
- ⑬ 国土調査法第19条第6項が新設された。(令和2年度)
- ⑭ 「社会資本整備円滑化地籍調査事業費補助」が創設された。(令和3年度)
- ⑮ 社会資本整備円滑化地籍整備事業費補助交付要綱が改正され、市町村に加えて都道府県も社会資本整備円滑化地籍整備事業連携計画を作成できるようになった(令和4年度)
- ⑯ 都市部特定地籍整備推進事業が開始。(令和6年度)

9 地籍調査実施状況図（令和6年度末）



10 滋賀県の地籍調査の経緯

昭和35年 本県で湖東町〔現東近江市〕が初めて地籍調査事業に着手
昭和39年 マキノ町（沢、知内、新保、中庄、大沼、蛭口）〔現高島市〕で着手
昭和41年 石部町（阿星、広野、東寺）〔現湖南市〕で着手
昭和43年 マキノ町（沢、知内、新保、中庄、大沼、蛭口）〔現高島市〕の一部5.54km²が初めて認証受理
昭和48年 びわ町（早崎）〔現長浜市〕で着手
昭和49年 湖北町（五大田、湖北西）〔現長浜市〕で着手
昭和53年 蒲生町（大塚）〔現東近江市〕で着手
昭和59年 愛東町（曾根）〔現東近江市〕、山東町（須川）〔現米原市〕で着手

昭和59年8月10日 滋賀県国土調査推進協議会を設立

昭和61年 竜王町（信濃）で着手
昭和62年 能登川町（乙女浜）〔現東近江市〕で着手
昭和63年 中主町（木部）〔現野洲市〕、浅井町（湯田西）〔現長浜市〕で着手
平成元年 高月町（井口、富永）〔現長浜市〕、西浅井町（山門、中）〔現長浜市〕で着手
平成3年 志賀町（南浜）〔現大津市〕で着手
平成7年 近江町（箕浦、新庄）〔現米原市〕で着手
平成13年 栗東町（東部）〔現栗東市〕で着手（県内初の一筆地調査の外注化実施）
平成14年 大津市（浜町）、米原町（中多良）〔現米原市〕、虎姫町（中野）〔現長浜市〕で着手
平成16年 木之本町（千田）〔現長浜市〕で着手
平成18年 高島市（日置前）で着手
平成19年 甲賀市（水口）、日野町（中之郷）、愛荘町（安孫子）で着手
平成20年 甲良町（呉竹）で着手
平成23年 彦根市（賀田山町）、守山市（勝部三丁目）で着手
大津市が本県で初めて「官民境界等先行調査」に着手
平成24年 近江八幡市（森尻町、竹町）、多賀町（富之尾）で着手
平成25年 草津市（草津三丁目）で着手
平成26年 豊郷町（雨降野）で着手
令和3年 大津市（膳所）、草津市（草津三丁目）が本県で初めて「街区境界調査」に着手
令和7年 草津市（大路一・二丁目）が本県で初めて効率的な手法導入推進基本調査であるMMS（Mobile Mapping System：モバイルマッピングシステム）を活用した街区境界調査に着手。

11 地籍調査実施状況（滋賀県）

（１）地籍調査対象面積

（単位：km²）

市町名	地籍調査対象面積の算定根拠					
	全面積	国有林野 ①	公有水面 ②	除外面積 ①+②	調査対象 面積	(参考) 法務局地図
大津市	464.51	28.79	95.30	124.09	340.42	5.01
彦根市	196.87	0.00	115.18	115.18	81.69	0.00
長浜市	681.02	31.80	154.89	186.69	494.33	0.00
近江八幡市	177.45	6.86	84.10	90.96	86.49	0.00
草津市	67.82	0.00	22.89	22.89	44.93	0.00
守山市	55.74	0.00	12.92	12.92	42.82	0.00
栗東市	52.69	4.44	1.79	6.23	46.46	0.67
甲賀市	481.62	19.19	16.60	35.79	445.83	0.39
野洲市	80.14	2.18	23.53	25.71	54.43	0.00
湖南市	70.40	0.00	2.40	2.40	68.00	0.00
高島市	693.05	46.02	191.06	237.08	455.97	0.00
東近江市	388.37	6.50	23.70	30.20	358.17	0.00
米原市	250.39	20.00	30.31	50.31	200.08	0.00
日野町	117.60	0.00	3.69	3.69	113.91	0.00
竜王町	44.55	1.24	5.05	6.29	38.26	0.00
愛荘町	37.97	0.00	1.56	1.56	36.41	0.00
豊郷町	7.80	0.00	1.68	1.68	6.12	0.00
甲良町	13.63	0.18	0.00	0.18	13.45	0.00
多賀町	135.77	4.39	8.31	12.70	123.07	0.00
計	4,017.39	171.59	794.96	966.55	3,050.84	6.07

（２）地籍調査実施状況（換算面積）

（単位：km²）

●地籍調査実施状況(換算面積)

市町名	着手 年度	地籍調査 対象面積	実施面積（km ² ）							調査済み面積 (R6未まで)
			第5次計画 まで	第6次国土調査 十箇年計画	第7次国土調査 十箇年計画					
			～H21	H22～R1	R2	R3	R4	R5	R6	
大津市	H3	340.42	0.64	2.36	0.02	0.03	0.01	0.00	0.13	3.19
彦根市	H23	81.69	0.00	1.49	0.09	0.05	0.08	0.07	0.10	1.88
長浜市	S48	494.33	25.57	1.26	0.13	0.11	0.10	0.16	0.15	27.48
近江八幡市	H24	86.49	0.00	0.29	0.02	0.02	0.01	0.03	0.01	0.37
草津市	H25	44.93	0.00	0.20	0.11	0.01	0.02	0.01	0.01	0.36
守山市	H23	42.82	0.00	0.73	0.06	0.05	0.12	0.05	0.01	1.02
栗東市	H13	46.46	1.03	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01	1.04
甲賀市	H19	445.83	0.16	0.45	0.00	0.12	0.14	0.14	0.12	1.13
湖南市	S41	68.00	8.85	0.15	0.02	0.07	0.05	0.02	0.01	9.17
高島市	S39	455.97	23.83	1.10	0.32	0.37	0.13	0.12	0.12	25.99
東近江市	S35	358.17	26.41	2.43	0.94	0.48	0.19	0.27	0.43	31.15
米原市	S59	200.08	3.32	1.53	0.40	0.49	0.29	0.29	0.18	6.51
日野町	H19	113.91	0.29	0.62	0.01	0.12	0.10	0.06	0.06	1.26
竜王町	S61	38.26	1.56	1.03	0.11	0.08	0.11	0.06	0.09	3.04
愛荘町	H19	36.41	0.16	1.63	0.41	0.17	0.17	0.08	0.30	2.92
豊郷町	H26	6.12	0.00	0.53	0.10	0.13	0.10	0.07	0.19	1.12
甲良町	H20	13.45	0.12	1.42	0.13	0.04	0.08	0.05	0.03	1.87
多賀町	H24	123.07	0.00	1.10	0.09	0.08	0.09	0.09	0.04	1.49
計		3,050.84	92.64	19.55	3.03	2.46	1.82	1.57	1.99	123.06
国土調査法第19条5項の指定面積を含んだ合計										404.44

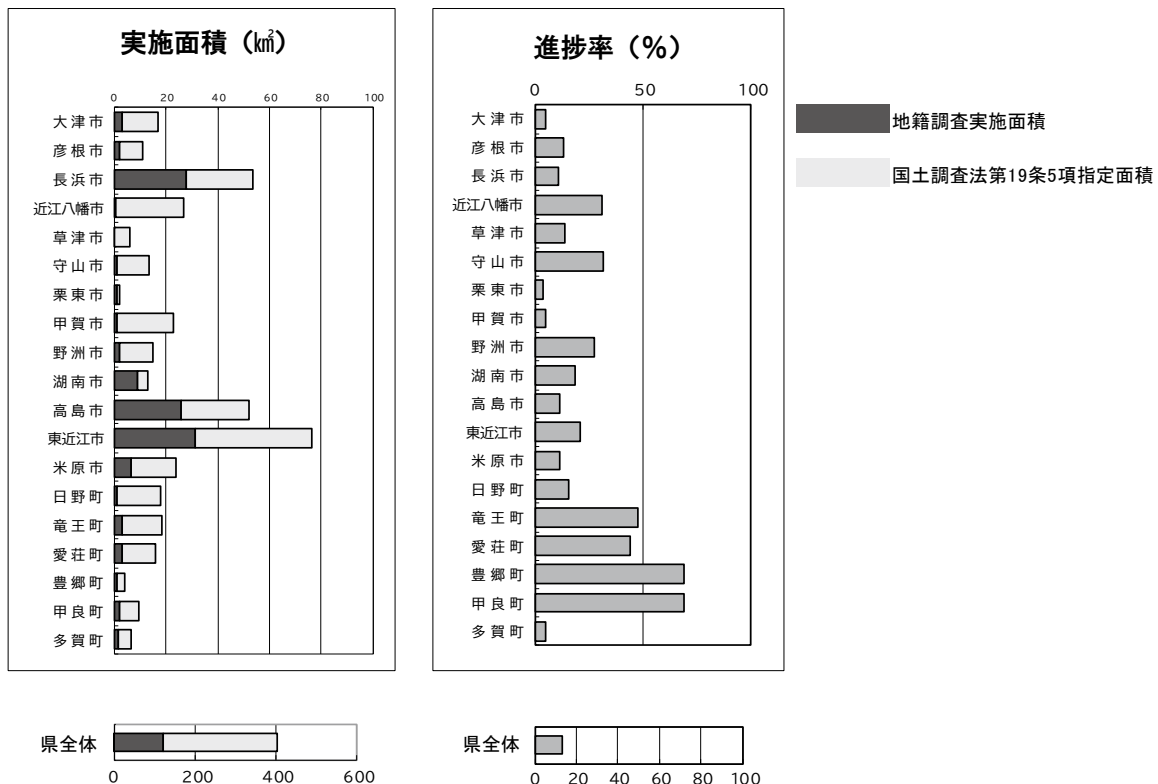
(3) 市町別実施面積および進捗率（令和6年度末）

市町別実施面積および進捗率（令和6年度末）

（単位：km²）

市町名	市町 全面積 ①	調査除外 面積 ②	調査対象 面積 ①-②	令和5年度まで		令和6年度		令和6年度末累計			R6末 進捗率 %
				地籍調査 実施面積	19条5項 指定面積	地籍調査 実施面積	19条5項 指定面積	地籍調査 実施面積	19条5項 指定面積	地籍+19条5項等 合計面積	
大津市	464.51	124.09	340.42	3.06	13.56	0.13	0.00	3.19	13.56	16.75	4.9%
彦根市	196.87	115.18	81.69	1.78	9.10	0.10	0.00	1.88	9.10	10.98	13.4%
長浜市	681.02	186.69	494.33	27.54	25.78	0.15	0.00	27.69	25.78	53.47	10.8%
近江八幡市	177.45	90.96	86.49	0.37	26.59	0.01	0.00	0.37	26.59	26.96	31.2%
草津市	67.82	22.89	44.93	0.33	5.87	0.01	0.00	0.34	5.87	6.21	13.8%
守山市	55.74	12.92	42.82	1.01	12.52	0.01	0.00	1.02	12.52	13.54	31.6%
栗東市	52.69	6.23	46.46	1.03	0.80	0.01	0.00	1.04	0.80	1.84	4.0%
甲賀市	481.62	35.79	445.83	1.01	21.91	0.12	0.00	1.13	21.91	23.04	5.2%
湖南市	70.40	2.40	68.00	9.16	3.64	0.01	0.00	9.17	3.64	12.81	18.8%
高島市	693.05	237.08	455.97	25.87	25.91	0.12	0.00	25.99	25.91	51.90	11.4%
東近江市	388.37	30.20	358.17	30.72	45.18	0.43	0.00	31.15	45.18	76.33	21.3%
米原市	250.39	50.31	200.08	6.33	17.14	0.18	0.00	6.51	17.14	23.65	11.8%
日野町	117.60	3.69	113.91	1.08	16.79	0.06	0.01	1.14	16.80	17.94	15.7%
竜王町	44.55	6.29	38.26	2.95	15.13	0.09	0.00	3.04	15.13	18.17	47.5%
愛荘町	37.97	1.56	36.41	2.62	13.21	0.30	0.00	2.92	13.21	16.13	44.3%
豊郷町	7.80	1.68	6.12	0.93	3.12	0.19	0.00	1.12	3.12	4.24	69.3%
甲良町	13.63	0.18	13.45	2.07	7.17	0.03	0.00	2.10	7.17	9.27	68.9%
多賀町	135.77	12.70	123.07	1.46	4.80	0.04	0.00	1.50	4.80	6.30	5.1%
計	4,017.39	966.55	3,050.84	121.38	281.06	1.99	0.01	123.37	281.07	404.44	13.3%

市町別実施面積・進捗率（令和6年度末）



12 国土調査法第19条第5項の指定

(1) 国土調査法第19条第5項

国土調査以外の測量および調査を行った者が、当該調査の結果作成された地図および簿冊について政令に定める手続により国土調査の成果としての認証を申請した場合に、国土交通大臣または事業所管大臣は、これらの地図および簿冊が、国土調査法第19条第2項の規定により認証を受けた国土調査の成果と同等以上の精度または正確さを有すると認めるときは、これらを同項の規定により国土調査の成果と同一の効果があるものとして指定することができます。

(2) 国土調査法第19条第6項

国土調査を行う者は、国土調査の効率的な実施に資するため必要があると認めるときは、国土調査法第19条第5項の規定による申請を当該測量および調査を行った者に代わって行うことができます。この場合においては、あらかじめ、当該測量および調査を行った者の同意を得なければなりません。

(3) 指定の意義

- ア 測量の基準、測量上の誤差の限度等について一定の条件を満たしていることが確認されるため、当該測量・調査が極めて正確であることが公証され、信頼性が高まります。
- イ 類似した調査・測量を同じ地区で重複して行うことを防止するとともに、地籍調査と一体となって、総合的に地籍の明確化を推進できます。

(4) 指定の対象

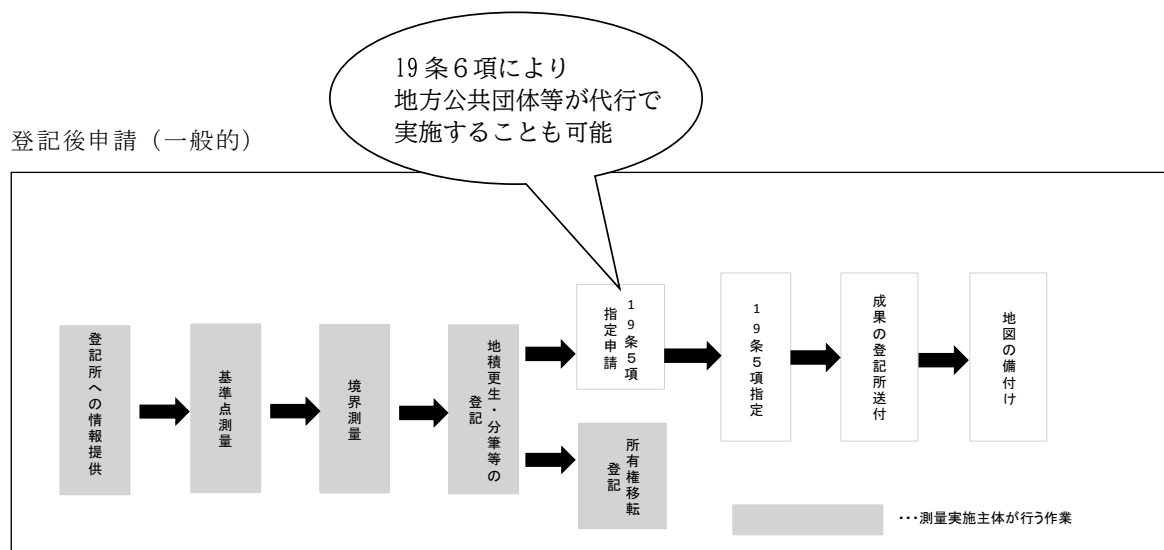
- ア 法令等により指定が義務づけられているもの
 - ①「新住宅市街地開発法」に基づく新住宅市街地開発事業
 - ②「首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律」および「近畿圏の近郊整備区域及び土地開発区域の整備及び開発に関する法律」に基づく工業団地造成事業
 - ③「流通業務市街地の整備に関する法律」に基づく流通業務市街地整備事業※いずれも「新住宅市街地開発法等による不動産登記に関する政令」に委任されています。
 - ④「沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法」に基づく沖縄県位置境界の明確化事業
- イ 指導通達等により指定の促進が図られるもの
 - ① 土地改良事業
国土調査法第19条第5項の成果の認証に準ずる指定の申請に係る事務取扱い等について(昭和56年1月5日付け55構改B第1847号農林水産省構造改善局長通達)
 - ② 土地区画整理事業
土地区画整理事業運用指針(平成13年12月26日付け国都市第381号)※上記事業のうち、「出来形確認測量・確定測量等で、一定の基準以上の精度または正確さを有しているもの」、「公共測量等で設置された基準点で、一定の基準以上の精度または正確さを有しているもの」となります。

(5) 指定の条件

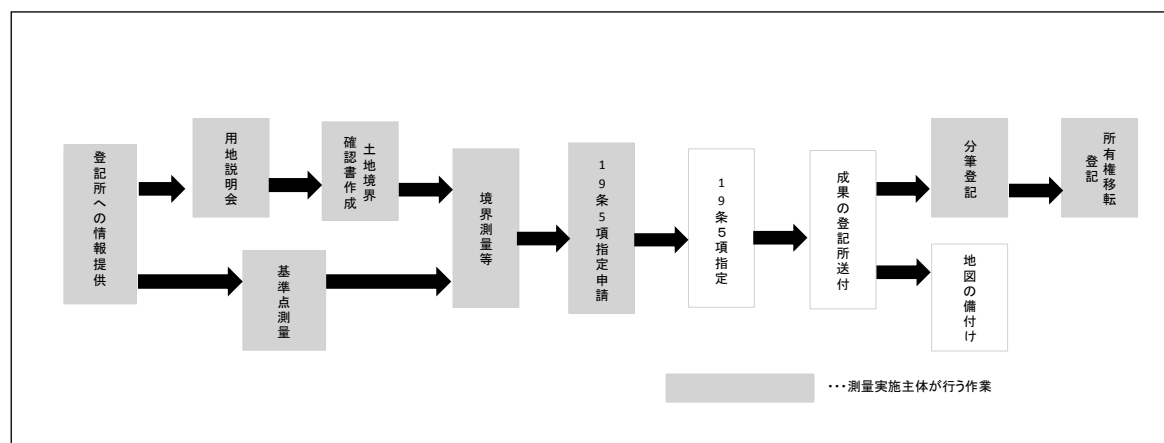
- ア 図面上に表示されている基準点等、図郭線、筆界点および筆界線等の位置が、国が定めた平面直角座標系に基づいていること。
- イ 調査・測量上の誤りがなく、測量上の誤差が国土調査法施行令第15条に規定されている限度内であること。

(6) 指定の促進

土地改良事業、土地区画整理事業および民間事業において、従来からその指定の促進が図られています。基準点の設置と組み合わせ、民間事業者による宅地開発事業等についても、一層の促進を図り一体的な地籍の明確化を促進する必要があります。令和2年度より、地方公共団体等の地籍調査実施主体が事業者に代わって第19条第5項指定申請を行うことができるようになりました（19条6項代行申請）。



登記前申請（国・地方公共団体による公共事業に伴う用地測量が対象）



13 地籍調査の啓発活動

県主催イベントへのブース出展

令和7年9月20日（土）に開催された、土木交通部の建設産業魅力アップ事業の一環である「滋賀けんせつみらいフェスタ」にブース出展し、パネル展示および地籍調査に関連したパズル体験での広報活動を行いました。



パネル展示

県内各地で、地域の方々に啓発を行いました。

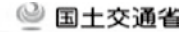
市町名	施設名	展示期間
野洲市	希望ヶ丘文化公園(けんせつみらいフェスタ)	9/20
近江八幡市	イオン近江八幡店	10/5 ~ 10/11
日野町	日野町立図書館	10/11 ~ 10/17
近江八幡市	近江八幡市立近江八幡図書館	11/7 ~ 11/14
栗東市	栗東市役所	11/14 ~ 11/21
守山市	守山市役所	11/21 ~ 11/27
草津市	草津市役所	11/27 ~ 12/1
長浜市	イオン長浜店	12/7 ~ 12/13
彦根市	彦根市役所	12/15 ~ 12/19
豊郷町	豊郷小学校旧校舎	12/19 ~ 12/26
野洲市	野洲図書館	1/9 ~ 1/16
高島市	高島市役所	1/16 ~ 1/23
甲賀市	甲賀市役所	1/23 ~ 1/30



14 地籍調査成果の活用

(1) 災害からの復旧・復興

地籍調査による震災復興関連事業の迅速化(岩手県釜石市の事例)



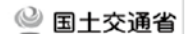
○東日本大震災の復興において、岩手県釜石市では、被災市街地での地籍調査が実施済みだったため、未実施の場合に比べ、復興事業の用地調査に係る期間が約1年短縮され、早期の復旧・復興に寄与した。



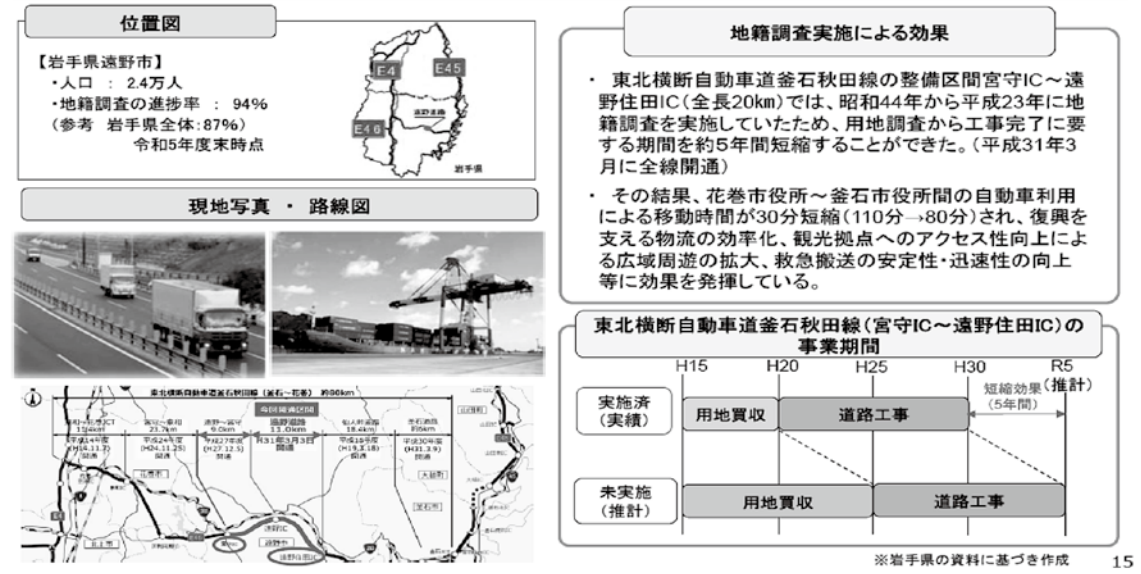
※岩手県農林水産部農村計画課HPより作成 (写真は釜石市から提供) 5

(2) 社会資本整備・まちづくり

地籍調査による震災復興関連事業の迅速化(岩手県遠野市の事例)



○岩手県遠野市の復興関連事業(東北横断自動車道釜石秋田線)の実施エリアにおいて地籍調査が完了していたため、約5年間の事業期間の短縮につながった。




(3) 空き家対策

地籍調査による空き家問題解決の事例(滋賀県豊郷町の事例)

○地籍調査の実施を契機として、所有者不明のために管理不全となっていた土地の所有者が判明し、問題の解決につながった。

位置図

【滋賀県豊郷町】
 ・人口：約0.7万人
 ・着手年度：平成26年度
 ・地籍調査の進捗率：66.2%
 (参考 滋賀県全体:13%)
 令和5年度末時点



事例の概要

- ・豊郷町に所有者不明の土地と建物が存在し、塀が劣化し破片が道路に散乱したり、竹が隣地に侵入する等の問題が生じていた。
- ・この土地と物件は、平成27年には町の空き家対策台帳に登録され、町が対策に取り組んでいたが、地籍調査における一筆地調査を行う中で当該土地の所有者(相続人)を確認することができた。

※一筆地調査・・・登記簿等を基にして、毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目並びに境界の確認を行う調査。

地籍調査実施による効果

- ・地籍調査を実施することで、土地の境界はもとより、所在不明となっていた土地の所有者(相続人)についても確認することができた。
- ・その後、当該相続人の中から財産管理人が選ばれ、土地の境界および処分方法が決定したことで、地域が抱えていた問題が解決した。



※近畿地方整備局及び豊郷町の資料に基づき作成

参 考 资 料

あなたの測量成果、 将来にもっと役立てて みませんか？

皆様が実施した
測量成果(★)

19条5項指定
↓
登記所に備付け

土地境界
トラブル防止

様々な効果が
期待されます

将来の土地取引
円滑化

測量・調査の
重複実施の防止

災害時の復旧・復興の
迅速化

土地利用の
活性化

国土調査法 19条5項 指定制度

- 国土調査法19条5項指定制度とは、土地に関する様々な測量・調査の成果が、地方公共団体の実施する地籍調査と同等以上の精度・正確さを有する場合に国土交通大臣等が指定することで、地籍調査の成果と同様の取扱いとなる制度です。
- この制度は、誰が実施した測量の成果であっても、国土調査と同等以上の精度・正確さがあると認められる成果であれば、原則として全て指定を受けることができます。
- 指定を受けた地図は、国土交通大臣等から登記所に送付され、不動産登記法第14条第1項の地図(土地の正確な位置、形状を表した地図)として備え付けられます。これにより、測量成果である図面が公的に管理され、成果のばらつきがなくなります。

土地の正確な情報を共有することで、土地に関わる様々なトラブルを未然に防ぎ、まちづくりのスムーズな進捗にもつながります。また、土地売買、土地の相続等の際には、境界の確認に要する時間やコストを抑えることができます。

★19条5項指定を受けようとする測量については、
国の補助金による支援を受けることができます。

詳しくは裏面を
ご覧ください。

国からの補助金制度があります！

国土交通省では、民間事業者等が積極的に19条5項指定を申請できるように、調査・測量に要する経費について支援しています（地籍整備推進調査費補助金）。

Q 誰でも申込みできるの？

A 地籍調査以外の調査・測量を行う民間事業者等であれば、申し込むことができます。

Q 大きさは関係あるの？

A 一地区当たり500㎡以上であることが必要です。

Q どこで行う測量でもかまわないの？

A 「人口集中地区」又は「都市計画区域」で行う調査・測量が対象となります。ただし、地籍調査等により既に不動産登記法14条1項地図が備え付けられている地域を除きます。

Q 国の補助率はどのくらい？

A 民間事業者等の場合は、対象経費の1/3以内です。
※間接補助の場合は、地方公共団体の補助する額の1/2が限度です（地方公共団体が補助制度を設けていることが必要です）。

Q 補助の対象となる経費ってどんなものがあるの？

A 19条5項の指定申請等による地籍情報の整備に必要な以下の経費で、その行為が交付決定後に行われ、その年度中に行われている場合に限りです。

調査計画作成



専門家による検討に要する費用等

既存資料等収集・整理



境界査定図等の既存境界資料の収集に要する費用等

現況調査



現況地物の測量に必要な基準点の設置に要する費用等

境界確認



現地調査や現地立会に要する費用等

予備調査



作成した成果図等の精度検証に要する費用等

成果作成



測量成果のとりまとめ、19条5項指定申請資料作成に要する費用等

(限度額)
地区当たり20万円

(限度額)
地区当たり500万円+100万円/ha×面積

(限度額)
地区当たり30万円

民間事業者の
直接補助の例

民間事業者が1haの土地の「現況調査」を国に直接補助申請した場合、補助対象経費の限度額は500万円+100万円×1ha=600万円となります。
国の民間事業者に対する補助率は1/3なので、600万円×1/3=200万円が国の補助金の上限となります。

指定の事例 北品川五丁目第1地区市街地再開発



**面積
約3.6ha**



(国土地理院地図を加工して作成)

民間開発事業の測量成果が19条5項指定に結びついた事例

施行者：
北品川五丁目第1地区市街地再開発組合

建築工事着工	平成24年4月
建築工事完了	平成27年9月
19条5項指定申請	平成28年2月
19条5項指定	平成28年4月

登記所に送付され地図として備え付け

～制度の詳細などのお問合せ先～

国土交通省 不動産・建設経済局 地籍整備課
TEL 03-5253-8111 (代表)

19条5項指定

地籍整備 補助金



あなたの土地、どこまで？

災害時の迅速な
復旧・復興

土地境界の
トラブル防止

所有者不明土地の
発生抑制

ちせき
市区町村等が地籍調査のために行う

土地境界の確認通知に ご返答ください



土地所有者の方に
費用負担は
ありません！

土地政策イメージキャラクター
とちーた



地籍調査とは

主に市区町村が主体となって、土地の一笔ごとの所有者・地番・地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査です。

これまでは現地調査等の通知に応答がない土地所有者がいた場合、周辺の土地を含めて「筆界未定」となり、事実上取引などが難しい土地に・・・

令和6年7月から、現地調査等の通知に応答がない場合
土地境界のみなし確認制度が適用されます。

現地立会や
写真・図面等の
確認の通知

複数回送付

意思表示
なし

筆界案
の送付

20日間

意見等申出
なし

確認を得た
ものと
みなして
調査

地籍整備
(境界が確認できた
土地として
登記情報更新)

※筆界案：筆界の現地における位置と推定される位置を図面等に表示したもの

地籍調査の実施についてのお問合せは、お住いの市区町村にお尋ねください。

(3) 第7次国土調査事業十箇年計画

国土調査事業十箇年計画

〔令和2年5月26日
閣議決定〕

国土調査促進特別措置法（昭和37年法律第143号）第3条第1項に規定する国土調査事業十箇年計画を次のとおり定める。

1 地籍調査

地籍調査の優先実施地域¹を中心に地籍の明確化を促進するため、令和2年度からの十箇年間に実施すべき国土調査事業の量及び調査の迅速かつ効率的な実施を図るための措置に関する事項は、次のとおりとする。

(事業の量)

- ・地方公共団体又は土地改良区その他の国土調査促進特別措置法施行令（昭和45年政令第261号）第1条各号に掲げる者が行う地籍調査の調査面積は、15,000平方キロメートルとする。
- ・国の機関が地籍調査の基礎とするために行う基本調査の調査面積は、450平方キロメートルとする。

(調査の迅速かつ効率的な実施を図るための措置に関する事項)

- ・土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）により改正された国土調査法（昭和26年法律第180号）等に基づき、地籍調査の迅速かつ効率的な実施を図る。具体的には、所有者探索のための固定資産課税台帳等の情報の利用、筆界案の公告による調査、地方公共団体による筆界特定の申請など、所有者不明等の場合でも調査を進められるような新たな調査手続の活用や、都市部における官民境界の先行的な調査（街区境界調査）、山村部におけるリモートセンシングデータの活用など、地域の特性や技術の進展に応じた効率的な調査手法の導入を、関係省庁において連携を図りつつ促進する。
- ・新たな調査手続や効率的な調査手法の導入の促進に当たっては、地籍調査に関する助言を行う有識者等の地方公共団体等への派遣、基本調査の実施による効率的な調査手法の実施事例の蓄積及びその普及、地方公共団体と法務局との連携の促進などを通じ、地方公共団体等への継続的な支援に取り組む。
- ・防災に関する計画、社会資本整備に関する計画、森林及び林業に関する計画、経済財政に関する計画その他の国の基本的な計画の趣旨を踏まえつつ、防災対策、社会資本整備、まちづくり、森林施業・保全、所有者不明土地対策等の施策と連携した地籍調査を戦略的に推進する。

あわせて、民間事業者、公物管理者等の測量成果も活用した地籍整備の推進を図るため、国土調査以外の測量及び調査の成果について国土調査と同等以上の精度又は正確さを有するものとして国土交通大臣等が指定する制度の更なる活用を促進するとともに、街区を形成する道路等の管理者等との更なる連携を図る。

1 「優先実施地域」とは、土地区画整理事業等の実施により地籍が一定程度明らかになっている地域及び大規模な国・公有地等の土地取引が行われる可能性が低い地域（防災対策、社会資本整備等のために調査の優先度が高い地域を除く。）を、地籍調査対象地域（脚注2参照）から除いた地域である。

これらにより、地籍調査対象地域²全体での進捗率³を全国で52%（令和元年度末時点）から57%（令和11年度末時点）とし、特に人口集中地区においては26%から36%、人口集中地区以外の地域のうち林地においては45%から52%とすることを目標とする。

また、優先実施地域での進捗率⁴を全国で79%から87%とし、特に人口集中地区においては33%から46%、人口集中地区以外の地域のうち林地においては78%から88%とすることを目標とする。

このほか、地籍調査に未着手の市町村又は休止中の市町村について、それぞれの地域の実情を踏まえた対策等を講じることにより、その解消を目指す。

2 土地分類調査

土地本来の自然条件や土地の改変状況、災害履歴等を把握するため、令和2年度からの十箇年間に実施すべき国土調査事業の量及び調査の迅速かつ効率的な実施を図るための措置に関する事項は、次のとおりとする。

（事業の量）

- ・国の機関が土地分類調査の基準の設定のために行う基本調査の調査面積は、人口集中地区及びその周辺を対象に、20,000平方キロメートルとする。

（調査の迅速かつ効率的な実施を図るための措置に関する事項）

- ・土地分類調査の迅速かつ効率的な実施を図るため、解析技術等の進展を踏まえた効率的な調査手法の導入を図るとともに、地域の現況や災害リスク等を勘案し、緊急に情報整備する必要性が高い地域について優先的に実施する。

3 計画の見直し

この計画は、今後の社会・経済の動向、財政事情等を勘案しつつ、中間年にその実施状況を検証するとともに、当該検証を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

2 「地籍調査対象地域」とは、全国土から国有林野、公有水面等を除いた地域である。

3 「地籍調査対象地域全体での進捗率」とは、地籍調査対象地域全体の面積に対する地籍調査実施地域の面積の割合である。

4 「優先実施地域での進捗率」とは、地籍調査の優先実施地域の面積に対する地籍調査実施地域の面積の割合である。

地籍調査に関する窓口(令和7年度)

市町名	所在地		市町名	所在地	
	担当部課名			担当部課名	
	電話番号、FAX番号			電話番号、FAX番号	
大津市	〒520-8575 大津市御陵町3番1号		高島市	〒520-1592 高島市新旭町北畑565	
	建設部 路政課			都市整備部 都市政策課	
	TEL:077-528-2858 FAX:077-521-0427			TEL:0740-25-8571 FAX:0740-25-8572	
彦根市	〒522-8501 彦根市元町4番2号		東近江市	〒527-8527 東近江市八日市緑町10番5号	
	建設部 建設管理課			都市整備部 管理課	
	TEL:0749-30-6121 FAX:0749-24-5211			TEL:0748-24-5654 FAX:0748-24-5578	
長浜市	〒526-8501 長浜市八幡東町632番地		米原市	〒521-8501 米原市米原1016番地	
	都市建設部 建設監理課			まち整備部 建設課	
	TEL:0749-65-6534 FAX:0749-65-6760			TEL:0749-53-5143 FAX:0749-53-5138	
近江八幡市	〒521-1392 近江八幡市安土町小中1番地8		日野町	〒529-1698 蒲生郡日野町河原一丁目1番地	
	都市整備部 土木課			建設計画課	
	TEL:0748-36-5518 FAX:0748-32-5032			TEL:0748-52-6567 FAX:0748-52-2043	
草津市	〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号		竜王町	〒520-2592 蒲生郡竜王町大字小口3番地	
	建設部 土木管理課			建設計画課	
	TEL:077-561-2389 FAX:077-561-2487			TEL:0748-58-3716 FAX:0748-58-2646	
守山市	〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号		愛荘町	〒529-1380 愛知郡愛荘町愛知川172番地	
	建設部 土木管理課			建設・下水道課	
	TEL:077-582-1134 FAX:077-582-6947			TEL:0749-42-8012 FAX:0749-42-6090	
栗東市	〒520-3088 栗東市安養寺一丁目13番33号		豊郷町	〒529-1169 犬上郡豊郷町石畑375番地	
	建設部 土木交通課			地域整備課	
	TEL:077-551-0292 FAX:077-552-7000			TEL:0749-35-8121 FAX:0749-35-4575	
甲賀市	〒528-8502 甲賀市水口町水口6053番地		甲良町	〒522-0244 犬上郡甲良町在士353番地1	
	建設部 都市計画課			建設水道課	
	TEL:0748-69-2203 FAX:0748-63-4601			TEL:0749-38-5068 FAX:0749-38-5071	
野洲市	〒520-2395 野洲市小篠原2100番地1		多賀町	〒522-0341 犬上郡多賀町多賀324番地	
	都市建設部 土木管理課			地域整備課	
	TEL:077-587-7020 FAX:077-587-6960			TEL:0749-48-8116 FAX:0749-48-0157	
湖南市	〒520-3288 滋賀県湖南市中央一丁目1番地		滋賀県	〒520-0807 大津市松本一丁目2番1号	
	都市建設部 都市政策課			土木交通部 用地事業支援課	
	TEL:0748-71-2348 FAX:0748-72-7964			TEL:077-528-4123 FAX:077-528-4902	



発行：滋賀県土木交通部用地事業支援課

〒520-0807 滋賀県大津市松本一丁目2番1号

TEL 077-528-4123 FAX 077-528-4902

E-mail yochi@pref.shiga.lg.jp